

# 一般社団法人 佐世保青年会議所 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人佐世保青年会議所（英文名 Junior Chamber International SASEBO）（以下「本会議所」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を長崎県佐世保市湊町 6 番 10 号に置く。

(運営の原則)

第 3 条 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わないものとする。

2. 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体のために利用しないものとする。

## 第 2 章 目的と事業

(目 的)

第 4 条 本会議所は、指導者訓練を基調とした修練、社会への奉仕および会員相互の友情を理念とし、人間と社会の開発ならびに国民意識の高揚につとめ、あわせて日本経済の正しい発展と福祉国家の実現を図るとともに、国際青年会議所および日本青年会議所と協調して互いに理解を深め、親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会議所は、第 4 条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
  - (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
  - (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
  - (4) 行政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
  - (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
  - (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
  - (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
2. 前項に定めるほか、本会議所の事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 指導力の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 国際青年会議所及び日本青年会議所ならびに国内、 国外の青年会議所およびその他諸団体との提携
- (3) 会員の個人的修練および相互の親睦に資する行事の開催
- (4) 本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員及び会費

(会員の種類および資格)

第 6 条 本会議所の会員は、次の 3 種とし、資格は次のとおりとする。ただし、正会員に限り一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡佐々町、小値賀町、西海市、南松浦郡新上五島町および西松浦郡に居住または勤務する 20 才以上 40 才未満の良識ある青年。ただし、その年度内に 40 才に達した場合は、その年度内は正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

イ 40才に達した年の年度末まで正会員であった者。

ロ イに定めるもののほか特別会員に関しては、会員資格規程および細則で定める。

(3) 名誉会員

本会議所に功労ある者、または適当と認められる者で、理事会で承認されたもの。

(入 会)

第 7 条 正会員になろうとする者は、会員資格規程に定める入会手続きにより申し込むものとする。

2. 入会の許諾は理事会が決定する。

(入会金及び会費)

第 8 条 入会の承認があった者は、入会金および会費を会員資格規程に基づき、納入しなければならない。

2. 既納の入会金及び会費はこれを返還しない。

(会員の権利と義務)

第 9 条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要な事業に参加する権利を平等に享受する。

2. 会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規程を遵守する義務を負い、本会議所の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会

(2) 総正会員の同意があったとき

(3) 死亡

(4) 破産の宣告または後見開始もしくは保佐開始の審判

(5) 除名

(6) 飲酒運転にて逮捕されたとき

2. 会員がその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(退 会)

第 11 条 会員は、退会しようとするときには退会届を理事長に届け出なければならない。

ただし、未払いの会費を納入しておかなければならない。

2. 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除 名)

第 12 条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議をもって除名することができる。また決議においては、正会員総数の議決権の3分の2以上の賛成をもって決議する。ただし委任状を提出した者を含む。この場合において、その正会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、決議の前に総会にて除名しようとする正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会議所の体面を傷つけまたは趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を納入せず、督促後なお会費を6カ月以上納入しないとき。

(3) 委員会、例会等の出席義務を履行しないとき。

(4) その他正会員として適当でないと認められたとき。

2. 特別会員または名誉会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

## 第 4 章 総会及び例会

(総会の構成)

- 第 13 条 本会議所の総会はすべての正会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の種類)

- 第 14 条 本会議所の総会は、定時総会および臨時総会の 2 種とする。

(総会の開催)

- 第 15 条 定時総会は、毎年 1 月に開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき。
    - (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員より会議に付すべき事項を示した書面で理事長に招集の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第 16 条 総会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日から 30 日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
  3. 総会を招集するには、会議の目的たる事項およびその内容ならびに会議の日時、および場所を記載した書面をもって、開催日の 10 日前までに正会員に通知を発しなければならない。
  4. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

- 第 17 条 総会の議長は、理事長または理事長の指名した者がこれにあたる。

(総会の定足数)

- 第 18 条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者を含む。

(総会の決議事項)

- 第 19 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 貸借対照表及び損益決算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (3) 事業報告および附属明細書の承認
  - (4) 理事及び監事の選任及び解任
  - (5) 本会議所の解散及び合併の決定
  - (6) 本会議所解散時に存する残余財産の処分の決定
  - (7) 本会議所の規程の設定、変更および廃止
  - (8) 会員の除名
  - (9) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(総会の決議)

- 第 20 条 議事は、この定款に定めるもののほか、正会員総数の議決権の過半数の同意をもって決する。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって決議する。
    - (1) 定款の変更
    - (2) 監事の解任
    - (3) 解散
    - (4) 会員の除名

(5) その他法令で定められた事項

(議 決 権)

第 21 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2. 前項の場合において、第 18 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の決議事項の通知)

第 22 条 理事長は、総会の終了後遅滞なくその決議事項を全員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び議長が指名した議事録署名人 2 名がこれに記名押印するものとする。

(例 会)

第 24 条 本会議所は、毎月 1 回以上の例会を開く。

## 第 5 章 役 員 等

(役員の種類および数)

第 25 条 本会議所の役員は、次のとおりとする。

(1) 理事 15 名以上 35 名以内

(2) 監事 2 名以上 5 名以内

2. 理事のうち、1 人を理事長、3 人から 5 名を副理事長、1 人を専務理事、1 人を会計理事とする。

3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員資格および任免)

第 26 条 役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会において選任解任される。

2. 役員の選任方法に関しては、役員選任の方法に関する規程による。

3. 理事長、副理事長、専務理事、会計理事を理事会の決議によって理事の中から選任する。

4. 監事は、理事その他規則で定める職務を兼ねることはできない。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、補充として選任されたものを除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。

2. 監事の任期は、補充として選任されたものを除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、選任された翌々年の 12 月 31 日に任期が満了する。

3. 補充のため選任された役員の任期は、前項の規程にかかわらず前任者の残任期間とする。

4. 理事または監事は、第 25 条第 1 項に定める定足数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任より退任した後も、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

(役員職務)

第 28 条 理事長は、本会議所を代表し所務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し職務を執行する。

3. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、事業執行の計画性を維持し、業務を処理し、かつ事務局を統括する。

4. 会計理事は、財政および経理の健全性を維持し、予算、決算、出納事務等を行う。

5. 監事は、法人法に定める次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。

(2) 本会議所の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著

しく不当な事項があると認めるときは、その調査を総会に報告すること。

- (4) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (5) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (6) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (7) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員)の損害賠償責任)

第 29 条 役員は、その任務を怠り、本会議所に対し損害を与えた場合は、法人法に定められた賠償責任を負う。

2. 前項の賠償責任は、役員が理事会及び総会の決議を尊重し、忠実に職務を遂行する中で生じた損害においては、総会の決議により一部免除、もしくは全会員の同意により免除することができる。

(直前理事長等)

第 30 条 本会議所に、直前理事長 1 人、特別顧問 3 人以内、顧問 3 人以内を置くことができる。

2. 直前理事長は前年度理事長がこれに当たり、理事長経験を活かし業務について必要な助言をする。
3. 特別顧問は、理事長またはブロック会長の経験を活かし、本会議所の運営に関して、理事の諮問に答え、または、助言することができる。
4. 顧問は、理事長または日本青年会議所役員等の経験を生かし、本会議所の運営に関して、理事長の諮問に答え、または助言し、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。
5. 直前理事長、特別顧問、顧問は、理事会における議決権を有しない。

(報酬等)

第 31 条 本会議所の役員、直前理事長、特別顧問、顧問は無報酬とする。

## 第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 32 条 本会議所の理事会は、理事長、副理事長、専務理事、会計理事、および理事をもって構成する。

2. 直前理事長、特別顧問、顧問は、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、毎月 1 回以上理事長がこれを招集する。

2. 理事長以外の理事から書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を理事長に請求することができる。この場合において正当な理由なく請求の日より 14 日以内に招集の手続きがとられないときは、請求した者は、理事会を招集することができる。
3. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事、直前理事長、各特別顧問、各顧問に対してその通知を発しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者があたる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって開会することができる。

(理事会の議事事項)

第 36 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長・副理事長・専務理事・会計理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
2. 次の事項は理事会の決議を要する。
- (1) 総会に提出する議案
  - (2) 総会から委託された事項
  - (3) 会員の入会に関する事項
  - (4) その他業務の執行に必要な事項
3. 理事長は3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
4. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(理事会の決議)

第 37 条 代理人による出席及び、委任や書面による議決権の行使は認められない。

2. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(正副理事長会議)

第 39 条 正副理事長会議は、円滑な理事会運営および業務執行のため、理事長が招集する。

2. 正副理事長会議は、理事長、副理事長、専務理事、および会計理事をもって構成する。
3. 直前理事長、特別顧問および監事は、正副理事長会議に出席して意見を述べるることができる。

## 第 7 章 室および委員会

(室および委員会の設置)

第 40 条 本会議所は、その目的達成に関する重要事項を調査研究し、審議し、または実施するため、必要に応じて室および委員会を置く。

(室および委員会の構成)

第 41 条 室および委員会の構成は、本会議所運営規程による。

## 第 8 章 資産および会計

(資産の管理)

第 42 条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第 43 条 本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 44 条 本会議所の事業計画および予算は、事業年度開始の前日までに理事会の承認を得なければならない。

2. 理事長は、第 1 項の事業計画または予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益決算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の団体性)

第 46 条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 47 条 本会議所は、事務の処理をするため、事務局を置く。

2. 事務局には、若干名の事務局員を置くことができる。
3. 事務局員は理事会の決議を得て、理事長が任免する。
4. 事務局員は専務理事の指示により、庶務を処理する。
5. 前各項のほか、事務局に関する必要な事項は、理事会の決議による。

## 第 10 章 定款の変更及び変更

(定款の変更)

第 48 条 本会議所は、総会の決議によって定款を変更できる。

2. 定款の変更は、正会員総数の過半数が出席し、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を要する。

(解散)

第 49 条 本会議所を解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(清算人)

第 50 条 本会議所の解散に際しては、解散の日を含む年度の理事全員が清算人となる。

2. 清算人は、就任の日から 6 カ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(剰余金の分配の制限)

第 51 条 本会議所は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 53 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 54 条 本会は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公 告)

第 55 条 本会の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 12 章 雑 則

(規 程)

第 56 条 本会議所には、次の規程を置く。

- (1) 運営規程
- (2) 役員選任の方法に関する規程
- (3) 会員資格規程
- (4) 庶務規程
- (5) 旅費規程
- (6) 経理規程
- (7) グループ活動に関する規程
- (8) 積立金規程
- (9) ホームページ公開規程

(そ の 他)

第 57 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1. この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は池田真秀とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。